

校則は、文部科学省の示す「生徒指導提要」に「児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものです。校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものです。」とあり、各中学校は新制中学校発足以来、長きにわたりそれぞれの校則を策定・継承・改定して現在の校則に至っています。しかし、急速な情報化、少子高齢化、人権・消費者意識の高まりなどの時代の変化にともない、生徒・保護者・地域社会からの要請や価値観が変化してきたことから、本市では市内各中学校にて校則を見直すことが妥当と判断し、令和3年度に北九州市立中学校長会校則検討委員会を発足させ、「『校則の見直し』を行う際の『見直しの視点』について(北九州市立中学校長会)」を作成しました。本校では、上記「『校則の見直し』を行う際の『見直しの視点』について(北九州市立中学校長会)」【以下、「見直しの視点」と略記】を基に、生徒の声に耳を傾け、生徒と教職員が協働して見直しに取り組むとともに、「校則検討委員会」を発足させ、協議を実施して参りました。また、「見直しの視点」に基づいて見直しを行った校則はPTA役員会や理事会、学校運営協議会等を通じて保護者や地域の皆様にお示しするとともに、今後も「校則見直し」を継続的に実施していく所存です。なお、本校校則は今後も適宜見直しを行い、必要に応じて改定してまいります。その際は、ホームページなどでお知らせいたしますので引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【参考資料】

令和3年9月24日

北九州市立中学校長会

「校則の見直し」を行う際の「見直しの視点」について

1、校則の定義等について

「校則」とは、「学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲内において定められたものであり、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針として各学校で定めているもの」とされている。

文部科学省発行「生徒指導提要」では、校則の見直しは校長の権限と明示されている。現在、北九州市では各学校において校則を定めている。

2、北九州市立中学校長会指導部を中心とした校則検討委員会について

(1) 検討に至る経緯について

本市は令和2年度に、近年の気温上昇(温暖化)の影響による暑さ対策や、学校の国際化、性的マイノリティの生徒への対応などを背景として、生徒誰もが快適に学校生活を送ることができるよう、北九州市スタンダード型標準服を導入した。しかし、3R(リユース・リデュース・リサイクル)等の観点から、各学校の従来の標準服(詰め襟、セーラー服等)との選択制をとっている。

また、近年、社会的に「ブラック校則」が話題となり、従前からの校則やそれを守らせるための「生活点検」等の方法について、マスコミから、大きく取り上げられることも多くなっている。

このように、校則に対する関心が高まる一方で、一般の方々から、誤解や不信感をもたれる状況が生まれており、各学校において、昨年度より「校則の見直し」について積極的に取り組んでいる状況である。また、本件について、北九州市議会や、各種団体、個人から北九州市教育委員会に対して意見が出されている現状がある。

そこで、北九州市立中学校長会が主体となり、「校則の見直し」に係る検討委員会を立ち上げ、「『校則の見直し』を行う際の『見直しの視点』」を作成し、提案することとした。

校長会の担当部は「指導部」が中心となり、適宜、本市教育委員会生徒指導・教育相談課と連携しながら見直しを

進めることとした。

なお、各校において見直しを進めるにあたっては、「子どもの権利条約」をはじめとする人権の諸課題(LGBTqを含む)に十分に配慮するとともに、学習指導要領や生徒指導提要等を踏まえ、生徒が主体的に考える機会を設け、保護者や地域の意見に広く耳を傾けることが重要である。

(2) 検討委員会で予定している「校則の見直し」の在り方

○「校則の見直し」にあたっては、まず、各学校における校則や生活点検方法の現状について調査を行う。

○短期的には、現在、「校則の見直し」に取り組んでいる学校は引き続き行う。また、生活点検の在り方については、できる限り迅速且つ十分に検討する。

○長期的には、令和3年度、各学校において、校則の見直し・改定に向けて校内で「校則検討委員会」等を発足させ、令和5年度からの運用を目指す。

なお、校内の「校則検討委員会」等は、既存の生徒指導委員会や企画・運営委員会等の組織を活用することを推奨する。

3、各学校における「校則の見直し」に関する基本的な考え方について

(1) 過去の校則の役割

○「学校の荒れ」を経験した時代に、細かい規定を定め、規則を守らせることで学校の安定を目指してきた。

○学校の秩序を維持し、生徒の健全育成を目指してきた。

(2) 学校が抱える課題の変化(昭和～平成～令和へ社会が変化)

○「荒れ」から「不登校」、「いじめ」などへの生徒の現状に基づく教育課題の変化。

○発達特性がある生徒への対応へ変化。(特別な教育的支援など)

○国籍、性などの多様性への対応へ変化。

(3) これからの校則に求められるもの

○校則を通して、自律した規範意識の育成を目指す。

○校則を通して、学校の自治的活動を育む。

○校則を通して、学校と生徒・保護者との信頼関係を高める。

4、各学校における「校則の見直し」の検討にあたっての留意点について

(1) 学校と生徒・保護者との信頼関係を土台とする。

生徒・保護者が校則の意義について納得できることが大切である。同様に指導する教員も校則の意義を理解するとともに、生徒や保護者に対して、合理的な説明ができることが肝要である。ただ、守らせるためだけの指導にならないようにする必要がある。

(2) 公開性を保つ

教職員だけでなく、生徒及び保護者等が校則の見直しに、様々な方法で参画し、内規として閉ざされた校則ではなく、生徒・保護者・地域に開かれた校則としていく。

(3) 柔軟性をもち、人権感覚を大事にする。

社会の変化に、校則が柔軟に対応できる仕組みを構築し、説得力のある校則を目指す。また、世の中の人権感覚と乖離しない校則としていく。

(4) 通知を踏まえる。

○平成3年4月10日3初中第三七号 文部省初等中等教育局中学校課長通知校則見直し状況等の調査結果に

ついて

- ① 校則内容の見直しは、継続して取り組むことが大切である。
- ② 思い切った見直しが必要である。
- ③ 生徒会や学級活動等と連携し、生徒が主体的に考えるよう指導することが大切である。

○令和3年3月19日北九教指二第272号 北九州市教育委員会指導第二課長通知学校における校則の見直しについて

- ① 「校則の見直し」にあたっては、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえ、積極的に見直すこと。
- ② 見直しの際は、児童会、生徒会、学級会などの場を通じて、児童生徒が主体的に考える機会を設けたり、保護者へのアンケートを実施し、意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者などが参加できるように工夫すること。
- ③ 本人が自認する性別の標準服を認めるなど、個に応じた適切な対応を行うこと。また、人権の視点を持ち、標記の仕方に配慮すること。

(5) 組織として対応する。

校内「校則検討委員会」等を設置するとともに、生徒、保護者(PTA)、地域の意見集約に努め、検討の材料とする。

【現行の校則】

1. 通学服のきまり

令和6年2月1日 現在

木屋瀬中現行標準服			
		学生服タイプ	セーラー服タイプ
冬 服	上衣	○黒の詰め襟学生服 標準服と表示されたものを着用する。 ※丈に極端な長短があるものは着用しない。	○紺色のセーラー服 標準服と表示されたものを着用する。 ※胴まわりをしぼっているものやその他、加工しているものは着用しない。 ○白タイを着用する。
	中着	○学生服の下は、カッターシャツ、ポロシャツが好ましい。 ※上着を脱がなければ白・黒・紺・グレーの服は可。 ※制服の袖や襟、裾からでないようにする。 ※フード付きは不可。 ※ボタンが止まらないものは不可。	○セーラー服の下は、上衣に近い地味な色合いの服。 ※フード付きは不可。 ※上着の裾や袖から出るものは不可。
	下衣	○黒の学生ズボン ※タック入り、幅広、裾絞りなどの変形ズボンは禁止。	○紺色のジャンパースカート ※丈は膝が隠れる程度とする。
夏 服	上衣	○白のカッターシャツもしくは白のポロシャツ。 ※ボタンや縫い系の色は白、ボタンダウンは不可。 ※カッターシャツ・ポロシャツは下衣の中に入れること。	
	中着	○白・黒・紺・グレーを着用。(ワンポイントは可) ※ハイネックは不可。	
	下衣	○黒の学生ズボン。 ※タック入り、幅広、裾絞りなどの変形ズボンは禁止。	紺色のジャンパースカート。 ※丈は膝が隠れる程度とする。

北九州スタンダードタイプ標準服			
冬 服	上衣	○ブレザー	
	中着	○白のポロシャツ ○ポロシャツの下は白・黒・紺・グレーを着用。(ワンポイント可、ハイネックは不可) ※ボタンや縫い系の色は白。ボタンダウンは不可。 ※ポロシャツは下衣の中に入れること。 ※必要な時はポロシャツの上に無地かワンポイントのVネックセーター・Vネックベスト(黒・紺・グレー)を着用可。	
	下衣	○冬用ズボン・スカート選択可。 ※スカート丈は膝が隠れる程度とする。	

北九州スタンダードタイプ標準服		
夏 服	上衣	○白のポロシャツ、カッターシャツ ※ボタンや縫い糸の色は白、ボタンダウンは不可。 ※ポロシャツは下衣の中に入れること。
	中着	○白・黒・紺・グレーを着用。(ワンポイントは可) ※ハイネックは不可。
	下衣	○夏用ズボン・スカート選択可。 ※スカート丈は膝が隠れる程度とする。

2. 防寒具・防寒着

○黒・紺・グレーのカーディガン(無地またはワンポイント可)または、Vネックセーター、Vネックベストを着用することができる。
○ タイツ、ストッキング ベージュの無地・黒の無地
○手袋・マフラー(ネックウォーマー) 登校時のみ使用可
※手袋・マフラー(ネックウォーマー)を校舎内で使用しないこと。
※ニットキャップ・耳あての着用はしない。
○コートは、黒・紺・ グレー を基調としたもの(登下校時のみ着用可)

3. その他の服装

名札	学校敷地内で既定の名札を左胸につける。	
上靴	○各学年指定の色のものであるとする。(かかとに記名をする)	
通学靴	体育の授業で使用できるスポーツシューズ(マジックテープ可)色の指定はない。 ※ハイカット・ミドルカット・ブーツ等は不可。	
靴下	色は白・黒・紺・グレーの一色とする。(ワンポイント可) ※くるぶしがかくせないもの、ライン入り、メッシュやレース等の飾りがついたものは着用しない。	
通学カバン	○本校指定のカバンを使用する。メインバックで入らない荷物については、サブバックを携行することができる。 ※部活動の道具がサブバックに入らない場合は、各活動で指定されたバック等を携行できる。 ※カバンにキーホルダー、お守りなど(こぶしサイズ)を一つつけることができる。	
ベルト	〈ズボンタイプ〉 ○黒・紺・茶の革製、布製のもの。 ※穴は1段で、飾りのないもの。	〈スカートタイプ〉 ○現行標準服についているもの。
その他	○ unnecessary 装飾品はつけない。 ○ カラーコンタクト、化粧、香水、アイプチ、マツエク等をしない。 ○ マニキュア、色付きリップクリームをしない。 ○ まゆ毛はそろえる程度とし、極端に細くしたり、角度をつけたりしない。また、ライン等も入れない。	

4. 頭髪の決まり

○自然な髪形を心がけ、極端に長さを変えるなど奇抜な髪形にしない。

・前髪は目にかからず、後ろ髪は肩にかからない長さとする。

・上記より長くする場合は、前髪を黒ピンで止め、後ろ髪はヘアゴムで結ぶ。

・ヘアゴムの色は黒・紺・茶の単色とする。

※整髪料などはつけない。

※パーマ、アイパー、染髪、脱色、剃りこみ、エクステなどはしない。